

国立大学法人和歌山大学監事監査実施基準

制 定 平成16年 4月 1日
法人和歌山大学規程第 86 号
最終改正 令和 4年 3月16日

(目 的)

第1条 この基準は、国立大学法人和歌山大学監事監査規程（以下「規程」という。）第14条の規定に基づき、監査の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(監査事項)

第2条 監査は、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 関係法令、業務方法書、諸規程等の遵守状況及び運用状況
- (2) 中期計画の実施状況
- (3) 組織及び制度全般の運営状況
- (4) 資産の取得、管理及び処分に関する事項
- (5) 予算の執行に関する事項
- (6) 重要な契約に関する事項
- (7) 出納取引及び経理に関する事項
- (8) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する事項
- (9) 危機管理の状況
- (10) 内部統制システムの構築及び運営状況
- (11) その他監査の目的を達成するために必要な事項

(監査方法)

第3条 規程第5条第1項の規定に基づく監査の方法は、次のとおりとする。

- (1) 監査対象部署の長からの聴取
- (2) 監査対象部署の担当者からの個別聴取
- (3) 帳票その他証拠書類の原本確認
- (4) 書類と現物との照合確認
- (5) 実地調査
- (6) その他監事が必要と認めた方法

(監査時期等)

第4条 規程第5条第2項に規定する定期監査は、事業年度終了後3月以内に行うものとし、その実施時期は監査計画において定める。

(監査計画)

第5条 規程第6条に規定する監査計画に記載する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 監査の基本方針
- (2) 監査の重点事項及び実施項目
- (3) 監査の対象部署
- (4) 監査の実施期間
- (5) 監査の方法
- (6) その他監事が必要と認める事項

(監査補助記録)

監事監査実施基準

第5条の2 監査の事務を補助した職員は、監査終了後、監査実施時期、被監査部局、監査結果の概要その他必要な事項を記した監査補助記録を作成し、監事に提出するものとする。

(監査報告書)

第6条 規程第10条第1項に規定する監査報告書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 監査の方法の概要
- (2) 監査の結果把握した業務運営の状況
- (3) 業務運営の適法性等に係る判断
- (4) 是正又は改善を要すると認められる事項がある場合には、その具体的な内容
- (5) その他必要と認められる事項

(その他)

第7条 規程及びこの基準に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、監事はその都度定めるものとする。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月23日一部改正：法人和歌山大学規程第946号）

この改正規程は、平成21年7月23日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月16日一部改正：法人和歌山大学規程第2398号）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。